平成26年度事務事業

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書

平成27年9月

豊後大野市教育委員会

目 次

| Ι | はじめに | ••••• | | | 1 |
|----|-----------------------------|--------|----|---|-----|
| I | 教育委員会の活動報告及び内部評価 | | | | |
| | 1. 教育委員名簿 (平成27年3月31日現在) | | | | 2 |
| | 2. 教育委員会の活動報告 | | | | |
| | (1)教育委員会の会議 | | 2 | ~ | 5 |
| | ①定例会 | | | | |
| | ②臨時会 | | | | |
| | ③全員協議会 | | | | |
| | (2)学校教育審議会からの答申に対する対応 | | 5 | ~ | 6 |
| | (3)学校教育施設への訪問 | | | | 7 |
| | (4)行事への臨+席 | | | | 8 |
| | (5)関係機関の会議・研修会への参加 | | 9 | ~ | 10 |
| | 【参考資料】「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の | | | | 11 |
| | 一部を改正する法律」の概要(平成27年4月1日施行) | | | | |
| | 3. 教育委員会の活動の内部評価 | | | | 12 |
| Ш | 事務事業の管理及び執行状況の点検・評価の方法 | | | | |
| | 1. 点検·評価対象事務事業 | | 13 | ~ | 15 |
| | 2. 自己点検・評価と総合点検・評価 | | | | |
| | (1)自己点検·評価 | | | | 16 |
| | (2)総合点検・評価 | | | | 16 |
| IV | 事務事業の管理及び執行状況の点検・評価結果と分析、会 | き後の方向性 | | | |
| | 1. 点検・評価結果 | | | | 17 |
| | 2. 点検・評価結果の分析 | | | | |
| | (1)自己点検・評価結果の分析 | | | | 18 |
| | (2)総合点検・評価結果の分析 | | | | 19 |
| | 3. 今後の方向性 | | | | 20 |
| 77 | +1.4 | | | | 0.1 |
| V | まとめ | | | | 21 |



I はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条で、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。この目的は、より成果をもたらす教育施策に取り組むとともに、「開かれた教育行政」に努めて市民への説明責任を果たしていくことにあります。

豊後大野市教育委員会においても、平成26年度の本市教育委員会の活動及び平成26年度に 取り組んだ事務事業の管理及び執行の状況について点検・評価を行いましたので、その内容を 報告します。

参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

=適用条文=

(事務の委任等)

- 第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

Ⅱ 教育委員会の活動報告及び内部評価

1. 教育委員名簿(平成27年3月31日現在)

(敬称略)

| | 職名 | 氏 | 名 | 就任年月日 | 任 期 |
|----|------------------------------------|-----|-----|---------------------|----------------------------|
| 委 | 員 長 | 金丸 | 真 法 | 平成23年5月31日 | 平成23年5月31日 ~ 平成27年5月30日 |
| 委職 | 員 長務代理者 | 田島 | 美智子 | 平成24年5月31日 | 平成24年5月31日 ~ 平成28年5月30日 |
| 委 | 員 | 植田 | 博美 | 平成25年5月31日 | 平成25年5月31日 ~ 平成29年5月30日 |
| 委 | 員 | 佐藤 | 良治 | 平成26年5月31日 | 平成26年5月31日 ~ 平成30年5月30日 |
| 教 | 育 長 | 久保田 | 正治 | 平成25年5月31日 (2期目) | 平成25年5月31日 ~ 平成29年5月30日 |

⁽注1)委員長と委員長職務代理者は互選により、1年ごとに選任されます(改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条(経過措置適用))。

2. 教育委員会の活動報告

(1)教育委員会の会議

本市教育委員会の会議は、毎月の定例会に加え、必要に応じて臨時会を開催して、豊後大野市教育委員会事務委任規則に基づく事項のほか必要な事項の報告・協議・審議を行っています。 さらに、そのときどきで本市の教育が抱える課題について、形式にとらわれず議論してもらうために全員協議会を開催しています。

平成26年度は、毎月12回の定例会のほか5回の臨時会を開催(合計/17回)し、8件の報告事項、12件の協議事項、44件の議事案件、1件の指定事項(合計/65件)について報告・協議・審議・指定を行いました。また、全員協議会を1回開催しました。加えて、平成26年度は、附属機関から2件の答申を受理しました。

<平成26年度 本市教育委員会における議事案件(44件)の内容別・会議別内訳>

| 市 宏 C 八 | 議事 | 会議別 | 川内訳 |
|------------------------------|-------------|-----|------------|
| 内 容 区 分 | 案件数 | 定例会 | 臨時会 |
| 教育に関する事務の管理及び執行の基本方針に関すること | 3件 | 1件 | 2件 |
| 教育委員会の委員構成に関すること | 2件 | | 2件 |
| 事務局職員及び教職員の人事に関すること | 2件 | | 2件 |
| 教育委員会規則・規程・要綱等の制定又は改廃に関すること | 17件 | 17件 | |
| 法令又は条例に定めのある附属機関の委員の委嘱に関すること | 3件 | 3件 | |
| 条例・予算その他議会の議決を経るべき議案に対する意見申出 | 5件 | 3件 | 2件 |
| その他教育に係る事務に関すること | 12件 | 9件 | 3件 |
| 計 | 44 件 | 33件 | 11件 |

⁽注2)田島委員と稙田委員は、保護者代表という立場から就任しています(地方教育行政の組織及び運営 に関する法律第4条第5項)。

①定例会

定例会では、次に記載している付議事項等のほかに毎回、教育長と各課からそれぞれ事業報告を行っています。

□4月定例会(平成26年4月21日)

(報告事項) 小中連携について

(議事案件) なし

□5月定例会(平成26年5月19日)

(報告事項) 豊後大野市学校教育審議会委員の委嘱について

(協議事項) ・授業時数の確保について

・全国学力学習状況調査の結果の公表について

・学級編成について

(議事案件) 平成26年度 豊後大野市立学校児童生徒就学援助の認定について

□6月定例会(平成26年6月23日)

(答申受理) 豊後大野市学校教育審議会からの答申(豊後大野市立幼稚園の配置に関すること)

(協議事項) ・豊後大野市学校教育審議会からの答申に対する今後の対応について

・食物アレルギーへの対応について

・豊後大野市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部改正に ついて

・豊後大野市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

・豊後大野市学校給食運営委員の委嘱について

・平成26年度 豊後大野市立学校児童生徒就学援助の認定について ※終了後、子ども・子育て支援新制度の学習会を行いました。

□7月定例会(平成26年7月23日)

(報告事項) 大分県学力学習状況調査の結果について

(協議事項) ・豊後大野市学校教育審議会からの答申に対する今後の対応について

・学力向上会議への参加について

・体育祭・体育大会への参加について

(議事案件) ・豊後大野市図書館協議会委員の委嘱について

・平成26年度 豊後大野市立学校児童生徒就学援助の認定について

□8月定例会(平成26年8月29日)

(報告事項) 全国学力学習状況調査の結果について

(協議事項) スクール・セクハラ防止要綱について

(議事案件) 平成26年度 豊後大野市立学校児童生徒就学援助の認定について

□9月定例会(平成26年9月25日)

(報告事項) いじめ・不登校の現状について

(議事案件) 平成26年度 豊後大野市立学校児童生徒就学援助の認定について

□10月定例会(平成26年10月27日)

(報告事項) 子ども・子育て支援新制度導入に伴う経過報告について

(議事案件) 平成26年度 豊後大野市立学校児童生徒就学援助の認定について

□11月定例会(平成26年11月26日)

(議事案件) 平成26年度 豊後大野市立学校児童生徒就学援助の認定について

□12月定例会(平成26年12月22日)

(議事案件) ・豊後大野市立幼稚園預かり保育実施要綱の制定について

・平成26年度 豊後大野市立学校児童生徒就学援助の認定について

□1月定例会(平成27年1月21日)

(答申受理) 豊後大野市文化財保護審議会からの答申(市指定天然記念物の現状変更申請に関すること)

(協議事項) ・平成27年度の授業日について

・豊後大野市立学校職員ハラスメント防止要綱について

(議事案件) ・市指定天然記念物の現状変更申請に係る市文化財保護審議会からの答申 に対する対応について

- ・豊後大野市立幼稚園保育料及び入園徴収条例施行規則の廃止について
- ・学校における各種大会等出場補助金交付要綱の一部改正について

□2月定例会(平成27年2月16日)

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の 整備・制定について

※併せて地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(教育委員会制度改革)の学習会を行いました。

・番号法に係る特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)の公表について

(協議事項) 大分少年院視察委員会委員候補者の推薦について

(議事案件) ・平成26年度 豊後大野市立学校児童生徒就学援助の認定について

・豊後大野市公民館条例の一部改正について

・豊後大野市体育施設条例の一部改正について

・豊後大野市就学指導委員会規則の一部改正について

・平成27年度当初予算について

□3月定例会(平成27年3月25日)

(議事案件) (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(平成27年4月1日施行)関係)

- ・豊後大野市教育委員会公告式規則の一部改正について
- ・豊後大野市教育委員会会議規則の一部改正について
- ・豊後大野市教育委員会会議傍聴規則の一部改正について
- ・豊後大野市教育委員会行政組織規則の一部改正について
- ・豊後大野市教育委員会事務委任規則の一部改正について
- ・教育長の権限に属する事務の一部を学校支援センター所長に委任する規程の一部改正について

(その他)

- ・豊後大野市教育委員会公印規則の一部改正について
- ・豊後大野市学校職員服務規程の一部改正について
- ・豊後大野市立幼稚園管理規則の一部改正について
- ・豊後大野市児童生徒の通級による指導実施要綱の一部改正について
- ・豊後大野市スポーツ推進委員の委嘱について
- •豊後大野市体育施設条例施行規則の一部改正について

2 臨時会

(注)開催回数は、暦年で計数しますので年度当初開催が第1回とはなりません。

□平成26年第3回臨時会(平成26年6月2日)

(議事案件) ・豊後大野市教育委員会委員長の選挙について

- ・豊後大野市教育委員会委員長職務代理者の指定について
- ・平成26年度 豊後大野市立学校児童生徒就学援助の認定について

(指定事項) 豊後大野市教育委員会教育委員の議席指定について

□平成26年第4回臨時会(平成26年8月4日)

(議事案件) ・豊後大野市立幼稚園の廃園について

- ・平成27年度使用 教科用図書の採択について
- ・平成25年度 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書 について
- **□平成26年第5回臨時会**(平成26年11月14日)

(議事案件) ・豊後大野市立幼稚園設置条例の一部改正について

- ・豊後大野市立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の廃止について
- ・市指定天然記念物の現状変更申請にかかる文化財保護審議会への諮問 について
- **□平成27年第1回臨時会**(平成27年3月10日)

(議事案件) 平成27年3月末教職員人事異動の一括内申について

□平成27年第2回臨時会(平成27年3月20日)

(議事案件) 豊後大野市教育委員会事務局職員の任免及び人事異動について

③全員協議会

□第1回全員協議会(平成26年7月3日)

(協議事項) 豊後大野市学校教育審議会からの答申に対する今後の対応について

(2)学校教育審議会からの答申に対する対応

平成26年度は、豊後大野市学校教育審議会からの答申を受けて、平成27年4月1日から導入される子ども・子育て支援新制度下における市立幼稚園の配置を含めた在り方の議論を行いました。議論の過程では、現場との意見交換も行いました。その結果、休園中であった菅尾幼稚園、百枝幼稚園、長谷幼稚園を平成27年3月31日付けで廃園することとし、また三重幼稚園、東幼稚園、通山幼稚園において平成27年度から預かり保育を実施することとしました。

□子ども・子育て支援新制度移行に関する合同意見交換会(平成26年7月14日)

市社会福祉課こども支援室主催で、私立保育所・私立幼稚園及び市立保育所・市立幼稚園の代表者を一堂に会し、子ども・子育て支援新制度移行に関する状況報告と意見交換を行いました。

□子ども・子育て支援新制度移行に関する意見交換会(平成26年7月17日)

教育委員会主催で、子ども・子育て支援新制度移行に関する市立幼稚園の教諭との意見交換を行いました。

* 参考 *

學豊後大野市学校教育審議会

豊後大野市学校教育審議会条例に基づく本市教育委員会の附属機関で、本市教育委員会からの諮問に応じ、学校教育に関する事項について調査審議する機関です。

☞経過

本市教育委員会が、平成19年11月9日に豊後大野市立幼稚園・小学校・中学校の配置について豊後大野市学校教育審議会に諮問をし、小学校については平成20年6月23日に、中学校については平成21年6月27日に答申を受けました。残りの豊後大野市立幼稚園の配置については、国の動向を見て判断する必要があったために、審議を一時中断して平成22年10月20日から再開、以後5回開催して慎重に審議していただき、平成26年6月23日に答申を受けました。

☞答申内容

豊後大野市立幼稚園の配置に関すること

1 今後の豊後大野市立幼稚園のあり方(基本的な考え方)

就学前教育・幼児教育の質の向上は市民の願いであり、子どもを安心して生み育てられる環境づくりは、極めて重要な課題と考えている。現在のところ、当市の少子化・過疎化は一層顕著になるのが予測されるが、その少ない豊後大野市の子どもたちの就学前教育・幼児教育の充実を図るためにも豊後大野市立幼稚園の果たす役割は大きいと考えている。豊後大野市立幼稚園での就学前教育・幼児教育のさらなる充実を求めるとともに、今後は平成27年度から開始される「子ども・子育て支援新制度」を念頭に置いて、今回の子ども・子育て支援サービスの利用希望調査の結果に基づき、子どもを持つ親への支援のためにも保護者からの要望に対応すべく預かり保育の実施(幼稚園型認定こども園への移行を含む)を検討すること。また、就学前教育継続の観点から豊後大野市立幼稚園での2年保育・3年保育の実施も併せて検討すること。

2 休園幼稚園の取扱いについて

現在のところ、当市の少子化・過疎化は一層顕著になるのが予測され、就学前児童数の減少及び保護者の不安の解消、幼稚園教諭の配置等を勘案すると、残念なことではあるが現在休園中の幼稚園は 廃園の方向で検討されることはやむを得ないという結論に達したこと。

3 豊後大野市立幼稚園の規模・施設配置・位置について

- ○規模…定員の見直しを行うとともに、開園するにあたっては集団教育の環境づくりに配慮した募集停止要件の見直しを検討すること。
- ○施設配置・位置…新設は困難と思われるが、現在開園している豊後大野市立幼稚園は、当面現状の施設配置・位置で継続を求めること。

4 将来の協議時期(緊急度)について

今後の国の制度改定、各豊後大野市立幼稚園の園児数、当市の少子化・過疎化の状況及び財政状況、幼稚園教諭の配置等を見て、しかるべきときに再度検討する必要があること。

5 その他必要な事項

- ○児童館等との連携により子どもの健全育成を図るとともに、子育てをしている世帯への支援を図ること。
- ○就学前教育施設、保育施設及び小学校とさらなる連携を図ること。

(3)学校教育施設への訪問

学校現場の実態を把握し、今後の学校教育の向上に資するために、市内の小学校(11校)、中学校(7校)、市立幼稚園(開園している6園)及び学校給食共同調理場(2施設)の合計26カ所を平成26年10月3日から10月24日にかけて訪問(延7日間)し、経営状況等の把握を行いました。また、小学校、中学校、市立幼稚園では授業参観や職員との懇談も行いました。

| 実 施 日 | 小 学 校 | 中 学 校 | 市立幼稚園 | 学 校 給 食 共同調理場 |
|---------|---------|-------|-----------|------------------|
| (平成26年) | | | | |
| 10月 3日 | 犬飼小学校 | | 通山幼稚園 | |
| | 新田小学校 | | 新田幼稚園 | |
| | 緒方小学校 | | | |
| 10月 8日 | | 大野中学校 | | 三重学校給食 |
| | | 三重中学校 | | 共同調理場 |
| 10月10日 | 三重東小学校 | | 東幼稚園 | |
| | 菅尾小学校 | | | |
| 10月16日 | 三重第一小学校 | 清川中学校 | 三重幼稚園 | |
| | | 緒方中学校 | | |
| 10月17日 | 朝地小学校 | 朝地中学校 | | 西部学校給食 |
| | | | | 共同調理場 |
| 10月20日 | 大野小学校 | 千歳中学校 | おおのさくら幼稚園 | |
| | 清川小学校 | | | |
| 10月24日 | 百枝小学校 | 犬飼中学校 | 千歳幼稚園 | |
| | 千歳小学校 | | | |

(4)行事への臨席

入学式・卒業式等の儀式的行事、運動会・体育大会のほか全市的な学校行事及び本市教育 委員会主催行事等へ臨席しました。

<臨席行事の主なもの>

| く 臨席行事の 関係 日 | 行 事 名 |
|--------------|---------------------------------------|
| (平成26年) | |
| 4月 9日 | 中学校入学式 |
| 4月10日 | 小学校入学式 |
| 4月11日 | 市立幼稚園入園式 |
| 6月 4日 | 豊後大野市中学校体育連盟 豊後大野市中学校総合体育大会(~5日) |
| 6月18日 | 豊後大野市中学校体育連盟 陸上競技大会 |
| 6月23日 | 豊後大野市中学校体育連盟 水泳記録会 |
| 7月22日 | 第52回大分県中学校総合体育大会(~25日 ※24日…巡回応援) |
| 9月13日 | 中学校体育大会(三重中、清川中、緒方中、大野中、千歳中、犬飼中) |
| 9月14日 | 中学校体育大会(朝地中) |
| 9月20日 | 小学校•幼稚園運動会 |
| | (百枝小、新田小・新田幼、清川小、緒方小、朝地小、大野小・おおのさくら幼) |
| 9月21日 | 小学校·幼稚園運動会(千歳小·千歳幼) |
| 9月25日 | 豊後大野市中学校体育連盟 豊後大野市中学校新人体育大会 |
| 9月27日 | 小学校•幼稚園運動会 |
| | (三重東小・東幼、三重第一小・三重幼、菅尾小、犬飼小・通山幼) |
| 10月22日 | 豊後大野市中学校体育連盟 第10回豊後大野市中学校駅伝競走大会 |
| 10月31日 | 第60回豊後大野市小中合同音楽祭 |
| 11月 2日 | 平成26年度 豊後大野市次代を担う「豊後大野っ子」を育てる市民の集い |
| 11月28日 | 第55回中学校弁論大会 |
| 11月30日 | 第26回豊肥地区解放文化祭 |
| (平成27年) | |
| 1月 6日 | 豊後大野市新春互礼会 |
| 1月14日 | 豊後大野市成人式 |
| 2月23日 | 第57回県内一周大分合同駅伝(~27日 ※24日…豊後大野市通過) |
| 2月22日 | 各公民館生涯学習まつり等 |
| 3月 1日 | ロム以明工仕ず日より7寸 |
| 3月 6日 | 中学校卒業式 |
| 3月18日 | 市立幼稚園卒園式 |
| 3月24日 | 小学校卒業式 |

(5)関係機関の会議・研修会への参加

教育委員としての研鑽、最新の教育行政情報の収集、本市教育委員会の意見反映等につながることから関係機関の会議・研修会には、積極的に参加しました。特に、平成26年度は、子ども・子育て支援新制度対応のため豊後大野市子ども・子育て会議が6回開催されました。この会議には、委員長が委員として委嘱されています。また、学校現場の実態把握のため、市内各町単位で開催される学力向上会議にも参加しました。

(注)教育長関係を除く

| | (注)教育長関係を除く |
|---------|---------------------------------------|
| 開催日 | 関係機関会議・研修会名 |
| (平成26年) | |
| 5月22日 | 第3回 豊後大野市子ども・子育て会議 (豊後大野市役所) |
| 6月 4日 | 平成26年度 第1回竹田地区教科用図書採択協議会 (竹田市 竹田市役所) |
| 6月 6日 | 大分県市町村教育委員会連合会理事会及び総会 |
| | (津久見市 津久見市民会館) |
| | 講演『今後の英語教育の推進について』 |
| | 文部科学省 初等中等教育局 |
| | 国際教育課 外国語教育推進室長 圓入 由美 氏 |
| 7月29日 | 平成26年度 第2回竹田地区教科用図書採択協議会 (竹田市 竹田市役所) |
| 8月11日 | 第4回 豊後大野市子ども・子育て会議 (豊後大野市役所) |
| 8月22日 | 平成26年度 差別をなくす市民のつどい |
| 23日 | (22日 千歳公民館/豊後大野市総合文化センター(エイトピアおおの)) |
| | (23日 豊後大野市神楽会館) |
| | 講演 『出会いとつながりが未来をひらく~身近で当たり前の人権をめざして~』 |
| | 畠山 慎二 氏 |
| 8月26日 | 平成26年度 第1回学力向上会議 |
| ~29日 | 26日 大野(大野小学校) |
| | 27日 犬飼(犬飼中学校) |
| | 28日 三重(三重中学校)・緒方(緒方小学校)・朝地(朝地中学校)・ |
| | 千歳(千歳小学校) |
| | 29日 清川(清川中学校) |
| 9月26日 | 豊後大野市自治委員・市議会議員・市農業委員会委員・市教育委員会委員合同 |
| | 研修会 (豊後大野市総合文化センター(エイトピアおおの)) |
| | 講演1『市内の介護保険の現状と今後の取り組みについて』 |
| | 市高齢者福祉課長 後藤 和吉 氏 |
| | 講演2『介護予防~自分らしく生きるために~』 |
| | 大分県立看護科学大学 教授 稲垣 敦 氏 |
| 10月 9日 | 第5回 豊後大野市子ども・子育て会議 (豊後大野市役所) |
| | |
| | ~次ページへつづく~ |

| 開催日 | 関係機関会議・研修会名 | | | |
|----------------|---|--|--|--|
| 10月14日 | 平成26年度 市町村教育委員会研究協議会(第2ブロック)(~15日) | | | |
| | (別府市 ビーコンプラザ) | | | |
| | 14日 ・行政説明(1) 初等中等教育をめぐる最近の動向について | | | |
| | ・行政説明(2) 教育委員会制度改革について | | | |
| | 文部科学省大臣官房審議官(初等中等教育局担当) 中岡 司 氏 | | | |
| | ・基調講演『学校教育を通じたグローバル人材の育成について』 | | | |
| | 筑波大学 教授/学長特別補佐 徳永 保 氏 | | | |
| | ・パネルディスカッション 『グローバル人材の育成について』 | | | |
| | 15日 事例発表•研究協議(第2分科会) | | | |
| | 『土曜日の活用など学校・家庭・地域が連携した子どもの育成について』 | | | |
| | | | | |
| 10月23日 | 第6回 豊後大野市子ども・子育て会議 (介護予防施設 ひなたぼっこ) | | | |
| 11月 1日 | 平成26年度「おおいた教育の日」10周年記念推進大会 | | | |
| | (日田市 パトリア日田) | | | |
| | 記念講演1『日本の心~美しい情緒と国柄~』 | | | |
| | お茶の水女子大学 名誉教授 藤原 正彦 氏 | | | |
| | 記念講演2『みんなで進める笑顔とお口の健康づくり』 | | | |
| | 佐賀県健康福祉本部長 岩瀬 達雄 氏 | | | |
| 12月13日 | 平成26年度 人権を守る市民の集い (豊後大野市神楽会館) | | | |
| | 講演『対話で紡(つな)ごう私たちの未来~多様性に気付き生かすには?~』 | | | |
| (= +\0.5 (F) | 愛知県名古屋市日々野中学校 校長 上井 靖 氏 | | | |
| (平成27年) | 第7回 曲 ※ 上取 ナフ)※ フ オイ入業 | | | |
| 1月 8日 2月17日 | 第7回 豊後大野市子ども・子育て会議 (豊後大野市役所) 平成26年度 第2回学力向上会議 | | | |
| ~26日 ~26日 | 平成26年度 | | | |
| 7 С 20 Д | 17日 歳(歳中子校) 19日 緒方(緒方小学校)・朝地(朝地中学校) | | | |
| | 24日 清川(清川小学校) | | | |
| | 25日 三重(三重中学校) | | | |
| | 26日 一重(二重イデ权) 26日 大野(大野小学校)・犬飼(犬飼小学校) | | | |
| 3月 4日 | 第8回 豊後大野市子ども・子育て会議 (豊後大野市役所) | | | |

【参考資料】

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の概要 (平成27年4月1日施行)

教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うことを目的に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)が平成27年4月1日に施行されました。その概要は次のとおりですが、本市の場合は、その附則第2条の経過措置により委員長と教育長は併存する等、一部はこれまでの制度が継続することになっています。

1. 教育行政の責任の明確化

- 委員長と教育長を一本化した新たな責任者(新教育長)を置きます(第13条関係)。
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行います(第4条、第7条関係)。
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します(第13条関係)。
- 教育長の任期は、3年とします(委員は4年)(第5条関係)。
- ・ 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができます(第14条関係)、また教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告します(第25条関係)。

2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

- ・ 首長は、総合教育会議を設けます。会議は、首長が招集し、首長・教育委員会により構成 されます(第1条の4関係)。
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定します(第1条の3関係)。
- ・会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行います。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければなりません(第1条の4関係)。

3. 国の地方公共団体への関与の見直し

いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条(是正の指示)を見直します(第50条関係)。

4. その他

- ・総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう努めなければなりません(第1条の4⑦、第14条⑨関係)。
- 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職します(附則第2条関係)。
- ※政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとします。

3. 教育委員会の活動の内部評価

教育委員会が、その機能を発揮するためには、①教育委員会の会議の効率的な運営、②複雑・多様化する教育課題への対応、③教育委員会事務局及び市長との連携、④市民への説明責任の遂行の4つの視点が重要と考えます。その4つの視点から内部評価を行いました。

①教育委員会の会議の効率的な運営

本市教育委員会の会議が実質的な教育施策の審議の場となるように情報の提供、予算の内容や施策の実現に向けた事前審議、現場の意見・要望の反映などを行っており、今後もその取り組みの充実に努めていきます。また、本市教育委員会の会議の効率的な運営を図るためには、現場の実態を把握するための学校教育施設への訪問、行事への臨席、教育委員としての研鑽・最新の教育行政情報の収集・本市教育委員会の意見反映等につながる関係機関の会議・研修会への参加は必要であり、今後も積極的に取り組んでいきます。また、今後、社会教育・社会体育の現場である公民館・社会教育施設・社会体育施設の視察、ジオパーク活動の推進のためジオサイトの見学や先進的な取り組みをしている他市町村への研修等も検討していきます。

②複雑・多様化する教育課題への対応

教育を取り巻く環境は年々複雑・多様化し、いじめ・不登校・学力低下等の教育課題も増加し、 全国的な傾向となっています。そのような課題への対応のためには、学校・教育委員会・教育委 員会事務局間における連携は無論のこと、保護者や地域との連携強化が必要です。今後も一層、 保護者や地域との交流を深め、広く教育ニーズを把握するとともに一体となって教育課題へ対応 していき、市民の教育に対する信頼と期待に応えられるよう努めていきます。

③教育委員会事務局及び市長との連携

教育施策の実現のためには、合議体の本市教育委員会と本市教育委員会事務局との連携は、必要不可欠のものであり、より一層強化して一体的に取り組んでいきます。また、平成27年4月1日の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う新教育委員会制度では、首長と教育委員会のそれぞれが果たす責任や役割が明確にされ、総合教育会議を通じて協議・調整することで、教育施策の方向性を共有し、一致して教育行政の執行にあたることになったことや、予算を含めて事務事業の最終決定権者は市長にあることなどから本市教育委員会と市長との連絡調整をより密にして連携を強めるとともに、目標を共有して教育施策に取り組んでいきます。

④市民への説明責任の遂行

教育委員会の活動は、地域住民からは見えづらいと感じられます。本市教育委員会の定例会・ 臨時会は、原則公開(平成26年度には傍聴者はいませんでした。)で開催しており、また議事録も 平成25年度からホームページに掲載しています。また、本市の教育行政情報はホームページ・ケ ーブルテレビを通じて提供しています。今後も、市民の信頼と期待に応えられる教育の実現・開か れた教育行政の推進のためにも本市の教育施策や具体的な事業などを明らかにするとともに、市 民に向けて積極的な情報発信に努め、本市教育委員会の活動を市民に広めていきます。

~最後に~

本市教育委員会の機能をより高めるとともに、学校・保護者・地域と市・本市教育委員会・本市教育委員会事務局が一体となって本市の教育施策に取り組んでいきます。取り組むにあたっては、多くの課題を抱える教育であるからこそ、施策ごとに短期・中期・長期的な展望に立って取り組んでいく必要があります。

Ⅲ 事務事業の管理及び執行状況の点検・評価の方法

1. 点検・評価対象事務事業

本市教育委員会では、市が策定した豊後大野市長期総合計画(平成18~27年度)に併せて、 国の教育振興基本計画及び大分県総合教育計画等を踏まえた「豊後大野市総合教育計画」を 策定しています。その中で、**~明日を担うひとづくり、ふれあい豊かに・安心して学ぶ「豊後大野市の教育」の創造~**を目標理念に掲げて7項目の大きな施策体系を定め、その施策体系ごとに 具体的な個別施策を掲げて、それに基づき本市教育委員会事務局で事務事業を行っています が、点検・評価の対象とする事務事業は、予算・決算との連動性を持たせるために予算・決算と同 一の27事務事業とします。

<第2次豊後大野市総合教育計画(平成23~27年度)の施策体系>

- I 子どものたくましく生きる力、感性豊かな個性、確かな学力を育てる
 - 1「ふるさと学習」の推進
 - 2 確かな学力を育む教育の推進
 - 3 特別支援教育の推進
 - 4 幼児教育の推進
 - 5 心の教育の推進
 - 6 教職員の人材育成
 - 7 健康・体力づくりの推進
- Ⅱ 学校・家庭・地域が連携した子どもの教育を充実する
 - 1 学校・家庭・地域の協働、連携
 - 2 子どもの健やかな成長に役立つ教育環境整備
 - 3 安心・安全な学校づくり
 - 4 望ましい食習慣を身に付ける食育の推進
 - 5 社会変化に対応した教育行政の推進
- Ⅲ 青少年が健全に成長できる環境をつくる
 - 1 青少年の健全育成
- Ⅳ いつでも学べる場と機会をつくる
 - 1 生涯学習の推進
 - 2 公民館機能の充実
 - 3 図書館機能の充実
- V 誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境を充実する
 - 1 誰もが気軽に楽しめるスポーツの振興
 - 2 競技スポーツの振興
- VI 郷土の歴史・文化財や伝統を守り、継承する
 - 1 文化財・伝統文化の保護と継承
- Ⅲ 人権を尊重し、一人ひとりの個性を認め合う
 - 1 人権教育の推進

□平成26年度予算・決算における事務事業及び細事業一覧表□

| 主管課 | | 事務事業名 | | 細事業名 |
|---------|---|--------------|----|----------------|
| 教育総務課 | 1 | 教育委員会運営事業 | 1 | 教育委員会運営事業 |
| (9事務事業) | 2 | 教育委員会事務局事業 | 2 | 事務局運営事業 |
| (12細事業) | | | 3 | 基金運営管理事業 |
| | 3 | 遠距離通学運営事業 | 4 | スクールバス運行管理事業 |
| | | | 5 | 遠距離通学事業 |
| | 4 | 小学校施設維持管理事業 | 6 | 小学校施設維持管理事業 |
| | 5 | 小学校建設事業 | 7 | 小学校建設事業(現年・繰越) |
| | | | 8 | 小学校耐震化事業(繰越) |
| | 6 | 中学校施設維持管理事業 | 9 | 中学校施設維持管理事業 |
| | 7 | 中学校建設事業 | 10 | 中学校建設事業 |
| | 8 | 幼稚園施設維持管理事業 | 11 | 幼稚園施設維持管理事業 |
| | 9 | 給食共同調理場運営事業 | 12 | 給食共同調理場運営事業 |
| 学校教育課 | 1 | 教育振興事業 | 1 | 日本スポーツ振興センター事業 |
| (9事務事業) | | | 2 | 学校教育力向上対策事業 |
| (19細事業) | | | 3 | 教育振興事業 |
| | | | 4 | 外国語指導助手事業 |
| | | | 5 | 特色ある学校づくり推進事業 |
| | 2 | 就学援助事業 | 6 | 要保護児童生徒援助事業 |
| | | | 7 | 特別支援教育就学奨励事業 |
| | | | 8 | 就学援助事業 |
| | 3 | 教育支援センター運営事業 | 9 | 教育支援センター運営事業 |
| | 4 | 小学校一般管理事業 | 10 | 小学校一般管理事業 |
| | 5 | 小学校教育振興事業 | 11 | 小学校教育振興事業 |
| | | | 12 | 大分っ子体力向上推進事業 |
| | | | 13 | 理科教育設備整備事業 |
| | 6 | 中学校一般管理事業 | 14 | 中学校一般管理事業 |
| | 7 | 中学校教育振興事業 | 15 | 中学校教育振興事業 |
| | | | 16 | 理科教育設備整備事業 |
| | | | 17 | 大分っ子体力向上推進事業 |
| | 8 | 幼稚園一般管理事業 | 18 | 幼稚園一般管理事業 |
| | 9 | 幼稚園就園奨励事業 | 19 | 幼稚園就園奨励事業 |

| 主管課 | | 事務事業名 | | 細事業名 |
|---------|---|-------------|----|------------------|
| 社会教育課 | 1 | 青少年健全育成事業 | 1 | 郷土の先輩特別授業 |
| (9事務事業) | | | 2 | 子ども文化・芸能大会事業 |
| (24細事業) | | | 3 | 放課後子ども教室事業 |
| | | | 4 | 成人式事業 |
| | | | 5 | 児童生徒農業体験活動事業 |
| | | | 6 | 中学校国際交流事業 |
| | | | 7 | 青少年健全育成大会事業 |
| | 2 | 社会教育総務事業 | 8 | 社会教育総務事業 |
| | 3 | 人権同和教育推進事業 | 9 | 人権同和教育講座事業 |
| | | | 10 | 人権を学ぶ子ども会事業 |
| | 4 | 歴史民俗資料館運営事業 | 11 | 歷史民俗資料館運営事業 |
| | 5 | 文化財保護事業 | 12 | 国宝重要文化財等保存整備費事業 |
| | | | | (埋蔵文化財) |
| | | | 13 | 埋蔵文化財調査事業(単独) |
| | | | 14 | 国宝重要文化財等保存整備費事業 |
| | | | | (菅尾磨崖仏) |
| | | | 15 | 指定文化財等調査保護事業(単独) |
| | 6 | 図書館管理運営事業 | 16 | 図書館館外事業 |
| | | | 17 | 図書館館内事業 |
| | | | 18 | 図書館教育事業 |
| | | | 19 | 図書館運営事業 |
| | 7 | スポーツ推進総務事業 | 20 | スポーツ推進総務事業 |
| | 8 | スポーツ施設管理事業 | 21 | スポーツ施設管理事業 |
| | 9 | 公民館管理運営事業 | 22 | 公民館施設管理事業 |
| | | | 23 | 公民館運営事業 |
| | | | 24 | 自治公民館整備支援事業 |

□主管課別事務事業数及び細事業数□

| 主管課 | 事務事業数 | 細事業数 |
|-------|---------|--------|
| 教育総務課 | 9 事務事業 | 12 細事業 |
| 学校教育課 | 9 事務事業 | 19 細事業 |
| 社会教育課 | 9 事務事業 | 24 細事業 |
| 計 | 27 事務事業 | 55 細事業 |

2. 自己点検・評価と総合点検・評価

まず、市長部局の事務事業評価シートの基準によって点検・評価を行いました。加えて、独自に、次の基準による自己点検・評価及び総合点検・評価を行いました。

(1)自己点検・評価

自己点検・評価は、主管課が適応性・効率性・達成度の評価項目で判断して、5~1の評点で行いました。

【自己点検・評価の評価項目と主な着眼点】

| 評価項目 | 主 な着 眼 点 |
|-------|-------------------------|
| 適応性 | ☞ 市民ニーズや社会の変化に対応しているか |
| 地 心 壮 | ☞ 同じ目的を達成するために他に手段はないか |
| 効 率 性 | ☞ 内容の見直しや重点化を行っているか |
| | ☞ 事業の円滑な推進のための調整を行っているか |
| 達成度 | ☞ 当初の目標どおりに進めることができているか |



【自己点検·評価】

| 評 点 | 評 | 点基準 |
|-----|-----------|---------------|
| 5 | 達 成 | (達成率 80% 以上) |
| 4 | 着実に達成 | (達成率 79 ~60%) |
| 3 | やや不十分 | (達成率 59 ~40%) |
| 2 | 不十分 | (達成率 39 ~20%) |
| 1 | 抜本的見直しが必要 | (達成率 19 ~ 0%) |

(2)総合点検・評価

総合点検・評価は、教育長及び教育委員会管理職で構成する教育委員会所管事務事業内部評価会議が、主管課の自己点検・評価結果を検証した後に、その事務事業の成果を含め総合的に判断して、A~Eの5段階評価で行いました。

【総合点検·評価】

| 評 価 | 評 価 基 準 |
|-----|----------------------------|
| A | 優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている |
| В | 優れた取り組みがいくつかあり、成果が見える |
| С | 一定の成果が見られるが、さらなる取り組みを必要とする |
| D | 成果が上がってなく、改善を必要とする |
| E | 抜本的見直しを必要とする |

☞6月22日 内部連絡調整会議(教育委員会各課へ自己点検・評価の依頼・7月10日期限) ☞7月16日 教育委員会所管事務事業内部評価会議(教育長及び教育委員会管理職による 主管課の自己点検・評価結果の検証及び総合点検評価)

IV 事務事業の管理及び執行状況の点検・評価結果と分析、今後の方向性

1. 点検・評価結果

次のとおり、平成26年度の本市教育委員会所管27事務事業を第2次豊後大野市総合教育計画 の施策体系(下表<施策体系>参照>ごとに区分したうえで、各事務事業の自己点検・評価結果 及び総合点検・評価結果を報告します。

| | | •••• |
|--------|------------|---------------------------------|
| <施策体系> | I | 子どものたくましく生きる力、感性豊かな個性、確かな学力を育てる |
| | Π | 学校・家庭・地域が連携した子どもの教育を充実する |
| | ${ m III}$ | 青少年が健全に成長できる環境をつくる |
| | IV | いつでも学べる場と機会をつくる |
| | V | 誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境を充実する |
| | VI | 郷土の歴史・文化財や伝統を守り、継承する |
| | VII | 人権を尊重し、一人ひとりの個性を認め合う |

| 番号 | 施策 体系 | 主管課 | 予算科目 | 事務事業名 | 自己点検 評価結果 | | | | 総合 | |
|----|------------|-------|--------|--------------|--------------|-----|---|-----|----|--|
| | 冲 术 | | | | | H25 | | H25 | | |
| 1 | П | | 10-1-1 | 教育委員会運営事業 | 5 | 5 | Α | Α | | |
| 2 | П | | 10-1-2 | 教育委員会事務局事業 | 5 | 4 | Α | В | | |
| 3 | П | | 10-1-3 | 遠距離通学運営事業 | 5 | 5 | Α | A | | |
| 4 | П | | 10-2-1 | 小学校施設維持管理事業 | 4 | 新 | Α | 新 | | |
| 5 | П | 教育総務課 | 10-2-3 | 小学校建設事業 | 5 | 5 | Α | Α | | |
| 6 | П | | 10-3-1 | 中学校施設維持管理事業 | 4 | 新 | Α | 新 | | |
| 7 | П | | 10-3-3 | 中学校建設事業 | 5 | 5 | Α | A | | |
| 8 | П | | 10-4-1 | 幼稚園施設維持管理事業 | 4 | 新 | Α | 新 | | |
| 9 | Π | | 10-6-3 | 給食共同調理場運営事業 | 4 | 4 | В | В | | |
| 10 | I • Ⅱ | | 10-1-3 | 教育振興事業 | 4 | 4 | В | В | | |
| 11 | I • II | | 10-1-3 | 就学援助事業 | 5 | 5 | Α | А | | |
| 12 | I • II | | 10-1-4 | 教育支援センター運営事業 | 5 | 5 | Α | Α | | |
| 13 | I • II | | 10-2-1 | 小学校一般管理事業 | 4 | 4 | В | В | | |
| 14 | I • II | 学校教育課 | 10-2-2 | 小学校教育振興事業 | 4 | 4 | В | В | | |
| 15 | I • II | | 10-3-1 | 中学校一般管理事業 | 4 | 4 | В | В | | |
| 16 | I • II | | 10-3-2 | 中学校教育振興事業 | 4 | 4 | В | В | | |
| 17 | Ι | | 10-4-1 | 幼稚園一般管理事業 | 4 | 4 | В | В | | |
| 18 | Ι | | 10-4-1 | 幼稚園就園奨励事業 | 4 | 3 | В | С | | |
| 19 | Ш | | 10-5-1 | 青少年健全育成事業 | 4 | 4 | В | В | | |
| 20 | IV | | 10-5-1 | 社会教育総務事業 | 4 | 4 | В | В | | |
| 21 | VII | | 10-5-3 | 人権同和教育推進事業 | 4 | 4 | Α | В | | |
| 22 | VI | | 10-5-4 | 歴史民俗資料館運営事業 | 5 | 5 | Α | A | | |
| 23 | VI | 社会教育課 | 10-5-4 | 文化財保護事業 | 5 | 5 | Α | А | | |
| 24 | IV | | 10-5-5 | 図書館管理運営事業 | 4 | 4 | В | В | | |
| 25 | V | | 10-6-1 | スポーツ推進総務事業 | 4 | 4 | В | В | | |
| 26 | V | | 10-6-2 | スポーツ施設管理事業 | 5 | 4 | Α | В | | |
| 27 | IV | | 10-5-2 | 公民館管理運営事業 | 4 | 4 | В | В | | |

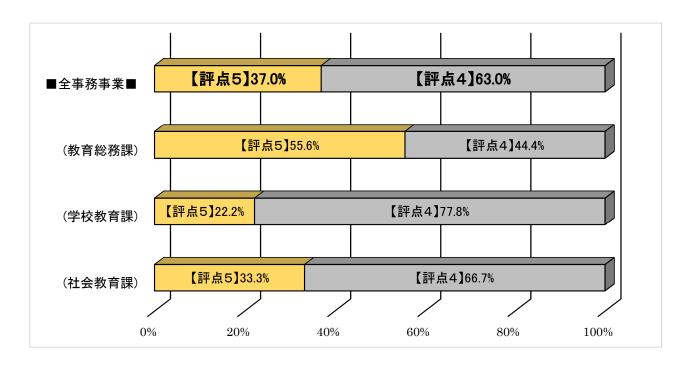
2. 点検・評価結果の分析

(1)自己点検・評価結果の分析

| 評 点 | 評 点 | . 基 準 | |
|-----|-----------|-------|---------|
| 5 | 達成 | (達成率 | 80%以上) |
| 4 | 着実に達成 | (達成率 | 79~60%) |
| 3 | やや不十分 | (達成率 | 59~40%) |
| 2 | 不十分 | (達成率 | 39~20%) |
| 1 | 抜本的見直しが必要 | (達成率 | 19~ 0%) |

自己点検・評価結果は、「評点5」が10事務事業、「評点4」が17事務事業、「評点3」、「評点2」及び「評点1」はありませんでした。「評点4」の事務事業についても、現場の要望に応えきれていないことや主管課がその事務事業の成果目標を高く持っているための「評点4」であるため、すべての事務事業において、その成果目標をほぼ達成していると評価しています。

| | 区分 | | 自己点検•評価結果 | | | | | |
|-------|--------------|--------|-----------|-------|-----|-----|-----|--|
| | | | 評点5 | 評点4 | 評点3 | 評点2 | 評点1 | |
| 人士功士學 | | 27 | 10 | 17 | | | | |
| | 全事務事業 | 100.0% | 37.0% | 63.0% | | | | |
| | (教育総務課) | 9 | 5 | 4 | | | | |
| | (教 月 秘 伪 味 / | 100.0% | 55.6% | 44.4% | | | | |
| | (学校教育課) | 9 | 2 | 7 | | | | |
| | (子仪教育味) | 100.0% | 22.2% | 77.8% | | | | |
| | (九人 | 9 | 3 | 6 | | | | |
| | (社会教育課) | 100.0% | 33.3% | 66.7% | | | | |

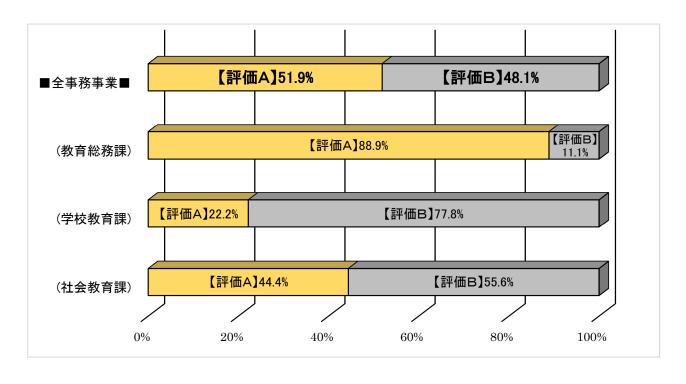


(2)総合点検・評価結果の分析

| 評 価 | 評 価 基 準 |
|-----|----------------------------|
| A | 優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている |
| В | 優れた取り組みがいくつかあり、成果が見える |
| С | 一定の成果が見られるが、さらなる取り組みを必要とする |
| D | 成果が上がってなく、改善を必要とする |
| Е | 抜本的見直しを必要とする |

総合点検・評価結果は、「評価A」が14事務事業、「評価B」が13事務事業、「評価C」、「評価D」及び「評価E」はありませんでした。「評価B」の事務事業でも、自己点検・評価結果と同様に現場の要望に応えきれていないことや主管課がその事務事業の成果目標を高く持っているための「評価B」であるため、すべての事務事業において、ほぼ一定の成果が上がっていると評価しています。今後も、直近の教育情勢を踏まえ、市民の教育に対する信頼と期待に応えられるように、必要に応じて教育施策の拡充を行って施策展開していくことが必要です。

| 区分 | | 事務事業数 | 総合点検・評価結果 | | | | | | |
|------------|---------|--------|-----------|-------|-----|-----|-----|--|--|
| | | 争伤争未叙 | 評価A | 評価B | 評価C | 評価D | 評価E | | |
| 人 古 | 27 | 14 | 13 | | | | | | |
| 全事務事業 | | 100.0% | 51.9% | 48.1% | | | | | |
| (数玄) | (教育総務課) | | 8 | 1 | | | | | |
| (我月) | | | 88.9% | 11.1% | | | | | |
| (学校: | (学校教育課) | | 2 | 7 | | | | | |
| (子仪) | 秋月味/ | 100.0% | 22.2% | 77.8% | | | | | |
| (7) | (社会教育課) | | 4 | 5 | | | | | |
| [(任会 | | | 44.4% | 55.6% | | | | | |



3. 今後の方向性

自己点検・評価結果及び総合点検・評価結果を踏まえた事務事業の今後の方向性は、予算・ 決算との連動性を保つために市長部局の内部評価委員会の評価結果によることとしました。

| C+> X_F | 77 1 1 1 1 5 | - 100 | |
|---------|--------------|------------|---------------------------------|
| <施第 | 6体系> | I | 子どものたくましく生きる力、感性豊かな個性、確かな学力を育てる |
| | | Π | 学校・家庭・地域が連携した子どもの教育を充実する |
| | | ${ m III}$ | 青少年が健全に成長できる環境をつくる |
| | | IV | いつでも学べる場と機会をつくる |
| | | V | 誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境を充実する |
| | | VI | 郷土の歴史・文化財や伝統を守り、継承する |
| | | VII | 人権を尊重し、一人ひとりの個性を認め合う |

| ₩. II | 施策 | .). 64. am | ±₹₩±₩₽ | 今後の方向性 | | | | | |
|-------|--------------|-----------------------|---------------|--------|----|-----|----|----|--|
| 番号 | 体系 | 主管課 | 事務事業名 | 拡充 | 継続 | 見直し | 縮小 | 廃止 | |
| 1 | П | | 教育委員会運営事業 | | 0 | | | | |
| 2 | П | | 教育委員会事務局事業 | | 0 | | | | |
| 3 | П | | 遠距離通学運営事業 | | 0 | | | | |
| 4 | П | | 小学校施設維持管理事業 | | 0 | | | | |
| 5 | П | 教育総務課 | 小学校建設事業 | | | 0 | | | |
| 6 | П | | 中学校施設維持管理事業 | | 0 | | | | |
| 7 | П | | 中学校建設事業 | | 0 | | | | |
| 8 | П | | 幼稚園施設維持管理事業 | | 0 | | | | |
| 9 | П | | 給食共同調理場運営事業 | | | 0 | | | |
| 10 | I • II | | 教育振興事業 | | 0 | | | | |
| 11 | I • II | | 就学援助事業 | | 0 | | | | |
| 12 | I • II | | 教育支援センター運営事業 | | 0 | | | | |
| 13 | I • II | | 小学校一般管理事業 | | 0 | | | | |
| 14 | I • II | 学校教育課 | 小学校教育振興事業 | | 0 | | | | |
| 15 | I • II | | 中学校一般管理事業 | | 0 | | | | |
| 16 | I • II | | 中学校教育振興事業 | | 0 | | | | |
| 17 | I | | 幼稚園一般管理事業 | | | 0 | | | |
| 18 | I | | 幼稚園就園奨励事業 | | | | | 0 | |
| 19 | Ш | | 青少年健全育成事業 | | 0 | | | | |
| 20 | IV | | 社会教育総務事業 | | | 0 | | | |
| 21 | VII | | 人権同和教育推進事業 | | 0 | | | | |
| 22 | VI | | 歴史民俗資料館運営事業 | | 0 | | | | |
| 23 | VI | 社会教育課 | 文化財保護事業 | | 0 | | | | |
| 24 | IV | | 図書館管理運営事業 | | 0 | | | | |
| 25 | V | | スポーツ推進総務事業 | | 0 | | | | |
| 26 | V | | スポーツ施設管理事業 | | 0 | | | | |
| 27 | IV | | 公民館管理運営事業 | | 0 | | | | |
| | 計 (27事務事業) | | | | 22 | 4 | | 1 | |
| | | | 教育総務課 (9事務事業) | | 7 | 2 | | | |
| | 主管課別 | 別再掲□ | 学校教育課 (9事務事業) | | 7 | 1 | | 1 | |
| | | | 社会教育課 (9事務事業) | | 8 | 1 | | | |

V まとめ

市長部局では、限られた財源で将来にわたって、効果的で質の高い行政運営を行っていくために事務事業評価を行って、選択と集中による評価と予算との連動性の確保に努めています。

本市教育委員会においても、市長部局の同様の考え方のもと、市長部局の事務事業評価シートにおける基準での点検・評価に加えて、独自の自己点検・評価及び総合点検・評価を行いました。その点検・評価の結果、全ての事務事業において、その目標は、ほぼ達成しており、一定の成果は上がっていると内部では評価していますが、市民の側から見れば改善や更なる取組みを要する事務事業があると思われます。今後は、次の4点を重点として事務事業に取り組み、市民からも高い評価をいただけるようにしていくことが必要です。

- ①この点検・評価結果を、次年度の事務事業に反映し、目標の達成に向けて事務事業を執行するという「計画(Plan)→ 実行(Do)→ 評価(Check)→ 改善(Action)」のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)を定着させることが必要です。これまでも、教育施策を「計画(Plan)」するときには、必要な検討を行い「実施(Do)」してきました。しかし教育を取り巻く環境は大きく変化し、教育に対する市民ニーズも複雑・多様化しています。そこで現在行っている施策や事務事業の成果が現時点で充分に出ているか、市民ニーズを反映しているか、市民の信頼と期待に応え満足度を高めているかなど、その成果を検証して「評価(Check)」し、着実に「改善(Action)」を行うというPDCAサイクルを充実させ、より一層の成果が出せるよう努めていきます。加えて、一本算定による地方交付税の減少を考えると、教育に係る財源は、地方交付税に依存しているところが大きいため厳しくなることが予測されます。市行政改革大綱及び第3期市行政改革集中改革プランを踏まえた「選択と集中」にも努める必要もあります。
- ②教育は、さまざまな視点からの対応が求められる総合的な営みであることを意識していくことが必要です。1つ1つの事務事業は単独であるものではなく、相互に関連したり連動したりして、その根本部分では同じ課題をもっている場合が少なくありません。施策間の連動性や相互の関連性を意識し、何のためという根本の考え方を共有していくことによって、本市教育委員会事務局間の協働意識も高まり、さらに具体的な成果が見えるようになることが期待できます。
- ③それぞれの事務事業の目標をより具体的に設定し、成果と課題を明確にするだけでなく、その 課題の原因を明らかにしていくことや、なぜそのような成果が得られたのかを考えていくことが必 要です。そうすることで、事務事業の質の向上に向けた取り組みの発掘につながり、事務事業 運営のさらなる充実が期待できます。
- ④事務事業の推進には、中・長期的なビジョンに立った本市教育委員会の強いリーダーシップが必要な場合もありますが、学校教育や社会教育・生涯学習の推進の主体は、教職員や市民を含めた地域であることを意識していくことが必要です。市民ニーズの把握に努めたり、先進的な事例を積極的に採り入れたりすることも、教職員や地域住民の主体的な動きや参画を促すことにつながります。本市教育委員会の強いリーダーシップとともに、具体的な推進者である教職員や市民を含めた地域、それぞれが持っている思いや願いを具現化できるような施策を採り入れていくことが、建設的な本市の教育施策の展開につながっていくことが期待できます。

最後になりますが、この点検・評価結果を市民に公表し、市民からの意見を聴取して、それを今後の本市の教育施策に反映させていきたいと考えています。